

告 示

埼玉県告示第六百七十一号

第五十一期埼玉県労働委員会労働者委員一名からの辞任の申出に伴い、その補欠委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、次のとおり労働者委員候補者の推薦を求める。

令和八年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 推薦資格

労働者委員候補者を推薦できるものは、埼玉県の区域内のみに組織を有し、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合とする。

二 被推薦者資格

法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者であること。

三 推薦手続

労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、推薦書及び略歴書に、当該労働組合が法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の埼玉県労働委員会への証明書を添付して提出すること。

四 推薦期間

令和八年九月二十九日（火）から同年十一月二日（月）まで

五 推薦に必要な書類の提出先

埼玉県産業労働部雇用・人材戦略課